

令和6年9月1日

## 一般事業主行動計画

佐久間建設工業株式会社

会社全体でワークライフバランスの推進に取り組みながら、全ての社員にとって安心して働くことができる職場環境づくりに取り組むため、次のように行動計画を策定する。

### 1. 計画期間

令和6年9月1日～令和11年8月31日

### 2. 内容

目標1：計画期間内の年次有給休暇取得日数を一人それぞれ年間7日以上とする。

〈対策〉

- ・令和6年9月～毎月、年次有給休暇の取得状況を把握する。
- ・令和6年9月～計画的な取得に向けて管理職への啓蒙活動を行うとともに、社長自ら取得の少ない社員への声掛けに取り組む。

目標2：計画期間内に、育児特別休暇及び、育児休業取得の推進を積極的に行う。

男性社員・・・育児特別休暇取得率100%及び、育児休業の推進。

女性社員・・・育児休業の取得率を100%にする。

〈対策〉

- ・令和6年9月～社員への制度の周知や情報提供を行い、理解浸透を図る。

(産前産後、育児給付金、育休中の社会保険料免除等、育児に関する制度の情報提供を行っていく)

令和6年9月1日

一般事業主行動計画（女性活躍促進法）

佐久間建設工業株式会社

女性が就業を継続し、活躍できる雇用環境の整備を行うため、次の計画を策定する。

1. 計画期間

令和6年9月1日～令和11年8月31日

2. 内容

目標1：女性技術職の新規採用者を2名以上とする。

〈対策〉

- ・令和6年9月～HPやパンフレット等を通して、充実した各種制度や福利厚生を紹介し、女性技術職採用の増加を目指す。（ユースエール認定企業の冊子の活用、大学等での企業説明会の実施等）
- ・令和6年9月～採用拡大に向けたインターンシップ等の職業体験機会の提供

目標2：女性が働きやすい職場環境（設備面、衛生面）を整え、定着率100%を目指す。

〈対策〉

- ・令和6年9月～建設現場の職場環境（設備面、衛生面）の確認を行い、女性社員の意見を聴取する。
- ・令和6年10月～建設現場に、女性も活用しやすい「快適トイレ」を随時設置し、その他「更衣室等」の設置を進める。